

## 【対外研修】

# 令和4年度選択型実務修習及び 霞が関・法務省インターンシップ実施報告

国際協力部教官

村上愛子

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部では、令和4年8月29日から同年9月2日までの間、第75期司法修習生を対象とした選択型実務修習（以下「本修習」という。）を実施し、それに引き続き、同月5日から同月9日までの間、大学生及び大学院生を対象とした霞が関・法務省インターンシップ（以下「本インターンシップ」という。）を実施したので、各研修の概要を報告する。

## 第2 令和4年度選択型実務修習について

### 1 本研修の目的及び趣旨等

司法修習は、司法研修所における導入修習、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会で行われる分野別実務修習、選択型実務修習及び集合修習などから構成され、その期間は約1年間とされている。このうち、本修習は、選択型実務修習のプログラムの一つとして実施したものであるところ、選択型実務修習とは、分野別実務修習を終えた司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ることを目的として、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行うことなどを目的として実施されるものである。

例年、当部は、選択型実務修習先として司法修習生を受け入れてきたが、その方法としては、司法修習生が、自ら修習先を開拓するプログラム（「自己開拓プログラム<sup>1</sup>」）を用いて実施してきたものであり、受け入れ人数も、毎年1名ほどであった。

他方、本年度は、当部初の試みとして、選択型実務修習の「全国型プログラム<sup>2</sup>」の一つとして、「法制度整備支援プログラム」を創設し、当部が実施する法制度整備支援に関する体系的なプログラムを提供することとした。当部のプログラムに対しては、光栄なことに、全国各地の修習地から多数の応募をいただいたが、定員の都合上、あらかじめ設定していた募集人数に従い、5名の司法修習生を受け入れて、本修習を実施した。

<sup>1</sup> 選択型実務修習のプログラムのうち、司法修習生が、自ら修習先を開拓して設定し、修習するものをいう。司法修習生は、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に密接な関係を有する分野の修習先を自ら開拓することができる。

<sup>2</sup> 選択型実務修習のプログラムのうち、司法修習生が、配属修習地にかかわらず修習できるものをいう。知的財産権訴訟の専門部での裁判修習、法務省における法務行政に関する修習、いわゆる渉外・知財事務所での弁護修習等、その修習の性質上、特定の地域の配属先にしか提供できないようなプログラムについては、全国の司法修習生に当該プログラムを提供するとされている。

## 2 日程、場所及び参加者等

### (1) 日程

令和4年8月29日(月)～同年9月2日(金)

### (2) 実施場所・方法

国際法務総合センターにおいて実施。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上、合計5日間の日程を、全て対面にて実施した(なお、一部の講義や意見交換会については、講師や相手方の参加者と、オンライン(Z o o m)にて接続して実施した。)

### (3) 参加者

第75期B班の司法修習生5名(各参加者の修習地は、盛岡、津、岡山、広島及び長崎)

## 3 プログラムの内容

### (1) 概要

本修習のプログラムは、大きく分けて、法制度整備支援の基本的理解を深めるとともに、法曹として法制度整備支援に関わるためのキャリアパスを知ってもらうことを目的とした講義や座談会、法制度整備支援の現場に触れてもらうためのインタビュー企画、各支援対象国から日本に留学している留学生らとの意見交換会という3つのカテゴリーを設けた。

以下、それぞれのプログラムの内容を報告する。

### (2) 各種講義・座談会について

本修習では、初めに、法制度整備支援の概要、関係機関の役割及び支援対象国における具体的な支援内容を学んでもらうため、当部副部長による導入講義、国際協力機構(J I C A) 専門員による講義を実施したほか、当部教官より、各国に対する具体的な支援内容や教官業務に関する講義を行った。また、法務省が関わる国際関係業務について幅広く学んでもらうことを目的として、国連アジア極東犯罪防止研修所(U N A F E I) 所長の講話、法務省官房国際課の業務に関する講義も実施した。さらに、法曹三者それぞれの立場において、どのように法制度整備支援に関わっているかを知ってもらうため、当部の裁判官出身教官及び検察官出身教官との座談会や、長期派遣専門家の経験を有する弁護士による講義を実施した。

司法修習生は、各講義を熱心に聴講しており、質疑応答の中では、日本の法制度整備支援の特徴である「寄り添い型支援」について、その具体的内容や他の諸外国による支援との違いなどについて質問をするなど、各種講義を通じて、基本的な理解を深めようとする姿勢が感じられた。また、キャリアパスに関する話題については、とりわけ積極的に質問が寄せられた。その中には、これまでの法曹としての実務経験が法制度整備支援にどのように活かされているのかといった質問や、弁護士

として長期派遣専門家になるために必要とされる素養や要件などといった具体的な内容を問うものもあり、参加者が、今後のキャリアの一つとして、法制度整備支援に関わることを強く意識していることがうかがわれた。

(3) カンボジア長期派遣専門家へのインタビューについて

本修習では、カンボジアのプロジェクトオフィスとオンラインで接続し、長期派遣専門家である伊藤みずき専門家、金納達昭専門家及び内藤裕二郎専門家に対するインタビューを実施した。

司法修習生は、人材育成を内容とするカンボジアの次期プロジェクト活動に関連し、日本とカンボジアの法曹養成制度の違いについて質問していたほか、法曹三者からそれぞれ1名ずつ長期専門家が派遣されていることに関して、それぞれが貢献できる分野の違いはあるのかといった質問もなされた。これに対し、専門家からは、異なるバックグラウンドや様々な専門知識を有した専門家が集まることにより、それぞれの知見を活かしながら活動を進めることができるといった説明があった。

司法修習生は、現在進行形でプロジェクトに携わっている現地の専門家と交流する機会を得たことにより、専門家の役割やその活動の重要性につき、より具体的なイメージを持つことができた様子であった。

(4) ラオスからの留学生との意見交換会について

本修習では、ラオスから慶應義塾大学大学院法務研究科に留学中（当時）のラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポーン・パパックディ氏と、ラオス司法省国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクン氏の2名<sup>3</sup>をゲストとして迎え、司法修習生との意見交換を行った。

冒頭、両名から、これまでのキャリア及びラオスでの担当業務の内容等につきお話しいただいた。パパックディ氏からは、ラオスにおいて、検察官が民事事件に関与する仕組みなどにつき説明いただき、サイモンクン氏からは、ラオスの司法研修所における教育内容などについて解説をしていただいた。司法修習生は、両名の説明に熱心に耳を傾け、日本の制度と比較しながら、積極的に質問をしていた。

また、ラオスの法制度整備支援に関しても議論が及び、司法修習生からは、両名に対し、支援国から派遣される実務家に期待することは何かといった質問がなされ、両名がそれぞれの意見を述べるなど、充実した意見交換が行われた。

<sup>3</sup> 当部は、令和4年3月、両名をインターンシップ生として受け入れ、研修を実施した（同インターンシップの概要は、ICD NEWS第91号78頁以下を、同インターンシップにおける両名の発表内容は、ICD NEWS第92号15頁以下参照）。また、同年5月に当部が実施した「法制度整備支援へのいざない」においては、対談のスピーカーとして両名に参加いただいている（ICCLC NEWS第87号参照）。



【意見交換会終了後の様子。写真左から3人目がサイモンクン氏、同左から4人目が  
パパックディ氏。】

(5) 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の留学生との意見交換会  
について

本修習では、司法修習生に、法制度整備支援を実施するにあたって重要となる相互理解の視点を学んでもらうため、CALE副センター長の牧野絵美講師の協力を得て、CALEの留学生との意見交換会の場を設けた。CALE側からは、カンボジア、台湾及びモンゴルから留学中の合計4名の学生に参加いただき、当日は、昭島の国際法務総合センター側の参加者と、名古屋のCALE側の参加者をオンラインで接続し、意見交換会を実施した。

司法修習生は、A、Bの2つのグループに分かれ、意見交換のテーマに関するプレゼン資料を作成し、発表を行った。初めに、Aグループは、「日本の法学教育と司法修習における実務家養成教育について」をテーマとし、大学における法学教育、法科大学院における教育制度及び司法修習における法曹養成教育という3つの観点から、それぞれの特徴やカリキュラムの内容を説明した。発表後、CALEの留学生からは、法科大学院制度の必要性を問う内容の鋭い質問がなされた。これに対し、発表を担当した修習生は、法科大学院制度には日本国内でも賛否があるという現状に触れた上で、自らの経験をもとに、法科大学院で学ぶことの意味や有用性を説明していた。続いて、Bグループは、「日本の民事裁判制度について」をテーマに据えて、プレゼンを行った。本テーマを担当した2名の司法修習生は、短い準備期間の中で、民事訴訟手続IT化の動きなど、最新のトピックを含めた民事裁判手続に関する諸問題について調査を行い、発表資料を作成していた。このうち、IT化に関する発表は、担当した司法修習生両名のアイデアに基づき実施したものであり、修習生の創造性や調査能力の高さには目を見張るものがあった。

さらに、本意見交換会においては、CALEの留学生からも法学教育に関するプ

レゼンをしてもらった。発表を担当したモンゴルの留学生2名は、同国の歴史や国家の体制、大学における法学教育の内容及び今後の課題について、日本語で発表していただいた。両名は、日本語能力が極めて高く、その発表内容も非常に分析的であり、司法修習生のみならず、当職を含めた当部からの参加者も全員、熱心に聞き入っていた。司法修習生は、モンゴルの法学教育や法曹になるまでのプロセスについて尋ねるなど、全員が次々と手を挙げて質問しており、充実した意見交換を行うことができた。



【CALE留学生との意見交換会の様子①－司法修習生Aグループの発表－】



【CALE留学生との意見交換会の様子②。最右列の3名が留学生、最左列下が牧野講師。】

### 第3 霞が関・法務省インターンシップについて

#### 1 本インターンシップの目的及び趣旨等

本年度、当部では、人事院が主催する「霞が関インターンシップ」及び法務省が主催する「法務省インターンシップ」を同時に開催した。これらのインターンシップは、行政機関の業務を実際に体験することを通じて、行政への理解を深めてもらい、公務の魅力を伝えることなどを目的とするもので、「霞が関インターンシップ」は、公共政策大学院及び法科大学院の学生を、「法務省インターンシップ」は、大学の学

部生を対象として実施している。

例年、当部では、これらのインターンシップ生の受け入れを行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一昨年はインターンシップの開催自体が中止となり、昨年は全面オンラインでの実施となった。そのような中、本年度は、感染症対策を十分に講じた上で、3年ぶりに対面形式にて行うこととした。本インターンシップも、光栄なことに、全国の大学及び大学院から事前に多数の応募をいただいたが、感染症対策や研修全体の規模等を考慮し、合計9名のインターンシップ生を受け入れて、研修を実施した。

## 2 日程、場所及び参加者等

### (1) 日程

令和4年9月5日（月）～同月9日（金）

### (2) 実施場所・方法

国際法務総合センターにおいて実施。

選択型実務修習と同様に、合計5日間の日程を、全て対面にて実施した（なお、一部については、オンライン（Z o o m）を併用）。

### (3) 参加者

霞が関インターンシップにつき、公共政策大学院生1名・法科大学院生3名  
法務省インターンシップにつき、大学の学部生5名

## 3 プログラムの内容

### (1) 概要

本インターンシップのプログラムでは、選択型実務修習と同様に、各種講義、長期派遣専門家へのインタビュー及びCALE留学生との意見交換の場を設けたほか、実際の法制度整備支援の現場における活動をより深く知ってもらうため、オンラインを介した現地セミナーの傍聴や、JICA本部に企画いただき、インターンシップ生自身がプロジェクトを策定するワークショップを実施した。また、本インターンシップには、法学部や法科大学院の学生だけではなく、法学以外を専攻する学生も多くいた上、それぞれが希望する進路も様々であったことから、多様なキャリアパスを学ぶことができるように工夫した。

以下、それぞれのプログラムの内容を報告する。

### (2) 各種講義について

本インターンシップでは、当部部長による講話及び副部長による導入講義等を実施し、インターンシップ生に、法制度整備支援の概要や国の施策の中での位置づけなどを学んでもらった。さらに、UNAFEI及び法務省官房国際課の業務説明を通じて、法務省が取り組む国際業務の全体像を知ってもらった。

また、在外公館や法務省保護局における勤務経験を有する教官及び民事局出身教官による講義等の機会を設け、各教官の多様なキャリアや、これまでの実務での経験をどのように活かしているかといった点を学んでもらった。

インターンシップ生は、どの講義も真剣に耳を傾け、積極的に講師らに質問をしていた。質疑応答では、法制度整備支援における企業の関与の有無を問うもの、使用言語やコミュニケーションにあたっての苦勞を尋ねるもの、支援の効果を評価する指標の有無及び内容について問うものなど、様々な質問が寄せられた。

(3) オンラインセミナーの傍聴について

本インターンシップでは、実際の法制度整備支援がいかに行われているか体験してもらうため、ラオス司法省国立司法研修所（N I J）と当部との間で定期的に実施しているオンラインセミナーを傍聴する機会を設けた。本オンラインセミナーでは、ラオス刑法のうち、犯罪の客体的要素をめぐる問題をトピックとし、当部の担当教官が事前に準備した設問を元に、N I J側の参加者と議論をするという形式で進められた。

インターンシップ生は熱心にセミナーを傍聴し、中には、セミナーの休憩時間に取り上げられた設問を本職に質問してくれる学生もあり、場外での議論も盛り上がった。セミナー終了後には、インターンシップ生から、「実際のセミナーを傍聴することができて、とても勉強になった。自分だったら、相手に対して、どのように説明するか、考えながら聞いていた。」などという声上がり、オンラインでの傍聴ではあったものの、インターンシップ生は、実際の法制度整備支援の現場から多くを学んだ様子であった。

(4) ベトナム長期派遣専門家へのインタビューについて

本インターンシップの参加者の中には、国家公務員を志望する者が多数いたことから、法制度整備支援に国家公務員の立場から携わるキャリアパスを知ってもらうため、ベトナムの長期派遣専門家である渡部吉俊専門家にスピーカーとして参加いただき、インターンシップ生によるオンラインインタビューを実施した。

初めに、渡部専門家より、法務省入省後、民事局の各課やI C D等での勤務を経て、専門家としてベトナムに赴任された経緯等につき説明をいただき、現在の業務内容や、専門家として必要な素質等についてもお話しいただいた。

インターンシップ生には、あらかじめ質問を考えた上で本インタビューに臨んでもらったが、その内容は、専門家の普段の生活について尋ねるような日常にまつわるトピックから、ベトナムの政治体制の下で法制度整備支援の担い手はどのような点を留意すべきかといった具体的な意見を問うものまで、様々なものがあり、インターンシップ生の関心の高さがうかがわれた。

(5) J I C A本部訪問について

本インターンシップでは、J I C Aガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの西木陽子氏及び芳村慶祐氏にご協力いただき、J I C A本部に訪問する機会を得た。当日は、J I C Aのガバナンス・法制度整備支援分野の取組に関する講義及びJ I C A本部のオフィス見学に加え、法制度整備支援プロジェクトを策定するワークショップなど、充実したプログラムを提供いただいた。

このうち、ワークショップでは、インターンシップ生が2つのグループに分かれ、東南アジアに所在する架空のK国に対する次期プロジェクトの内容（成果、活動及び投入）を検討した。インターンシップ生の中には、課題資料に目を通すや否や、積極的に自己の意見を述べ、グループの議論をリードする者もいた一方、資料を理解することに精一杯な様子で、自らの意見をまとめて発言することに難しさを感じている様子の者もいた。このような中、西木氏及び芳村氏が各グループの議論を導いてくださったおかげで、徐々に各グループ内で意見が交わされるようになり、終盤では、インターンシップ生それぞれが、浮かんだアイデアを次々と付箋やホワイトボードに書き込み、活発な議論が展開された。本ワークショップの最後には、各グループの代表者が検討結果を発表したが、その中には、「K国の弁護士にとって参考となる契約書のひな形集を作成する」といったようなアイデアも含まれており、限られた時間の中でも、インターンシップ生が確実に実践的な考え方を身につけていることがうかがわれた。



【JICA本部におけるワークショップの状況①】



【JICA本部におけるワークショップの状況②】

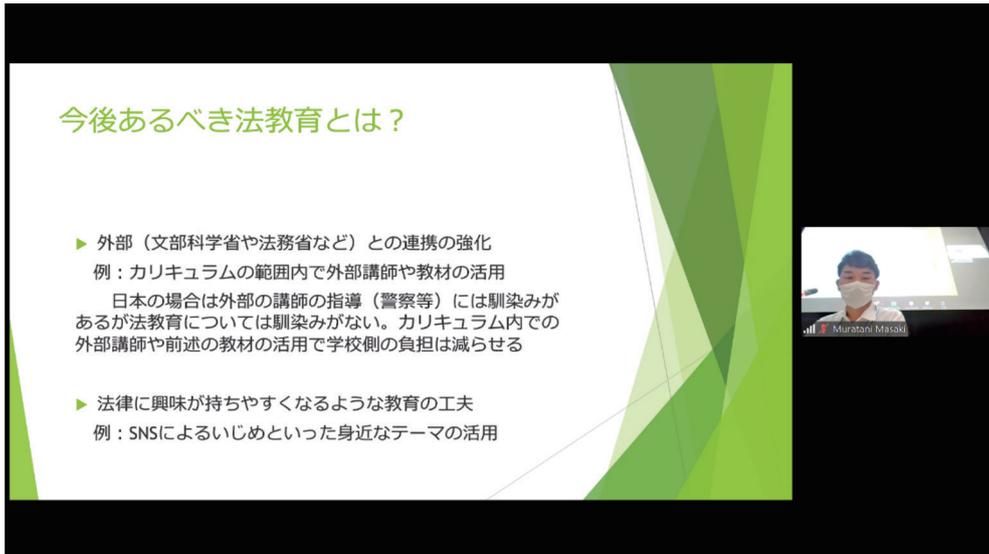
(6) C A L E 留学生との意見交換会について

本インターンシップにおいても、選択型実務修習と同様、C A L E 副センター長の牧野講師ご協力の下、C A L E 留学生との意見交換会を実施した。

インターンシップ生は、3名ずつ、A・B・Cの3グループに分かれ、意見交換のテーマとなるトピックについて調査し、発表を行った。テーマ設定に関しては、今回のインターンシップ生が大学生と大学院生の混合である上、必ずしも全員が法学を学んでいるわけではないことを考慮し、教育問題や身近な法律に関する話題を取り上げることとし、グループAは「法教育について」、グループBは「大学・大学院での教育内容と国際分野との関わりについて」、Cグループは「成人年齢引下げについて」を、それぞれのテーマとした。インターンシップ生は、それぞれのグループで協力しながらプレゼン資料を作成しており、中でも、グループBにおいては、就職活動と留学を同時に実現することの難しさについて、大学生の生の声に基づいた発表が行われたほか、グループCにおいては、法改正により18歳で成人となったインターンシップ生の一人が、まさに改正の影響を受けた世代としての視点から意見を述べるなどしており、充実した内容の発表が行われた。

C A L E 側からは、カンボジア、ウズベキスタン、台湾及びモンゴルからの留学生合計5名に参加いただき、インターンシップ生の発表に対して多くの質問や意見をいただいた。これらの質問の中には、成人年齢引下げの根本的な意味や必要性について尋ねるものや、インターンシップ生の発表の中で用いられた留学経験者の就職率を示す資料について触れ、同資料のみでは一概に留学経験者が就職に有利という結論は導けないのではないか、といった分析的な意見も示され、大いに議論が盛り上がった。

さらに、本意見交換会の後半では、カンボジア及びウズベキスタンからの留学生2名より、それぞれの国の大学における法学教育の内容を中心に、プレゼンをしていただいた。両名のプレゼンでは、それぞれの国の概要説明に始まり、大学の法学部におけるカリキュラム、教員、教材及び成績評価など教育制度に関する網羅的な説明と各国が抱える課題について言及があった。本職を含め、本意見交換会の日本側参加者は皆、発表者両名の流ちょうな日本語による明瞭かつ分析的なプレゼンに、大変感銘を受けた。発表後の質疑応答では、大学で使用されている教材や卒業後の進路に関するものなど、学生であるインターンシップ生が身近に感じるテーマについて質問があった。中でも、教材の点については、留学生側から、現地語で書かれた教科書が少ないといった点や、教科書は法律の条文がそのまま紹介してあるだけで、教科書と法律の違いがほとんどないといった問題について言及があったが、まさに法制度整備支援で取り組むべきこれらの課題について、インターンシップ生が理解を深めるきっかけになった。



【C A L E 留学生との意見交換会の様子①－インターンシップ生Bグループによる発表－】



【C A L E 留学生との意見交換会の様子②。オンラインにて留学生5名と牧野講師が参加。】

#### 第4 終わりに

当部では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、しばらくの間、対面による研修を実施できない状況が続いていたが、今年に入り、国内から参加者を募る研修については、徐々に対面研修を再開してきた。今年度、選択型実務修習及びインターンシップについては、感染症対策に十分留意した上で、対面により実施することができたが、研修参加者が一堂に介し、直接コミュニケーションを取りながら、5日間のプログラムを実施できたことにより、非常に実り多いものとなった。

それぞれの研修を通じて、まず初めに驚いたことは、研修参加者の多くが、事前に何らかの形で法制度整備支援に関する情報を見聞きしており、当部の業務に高い関心を抱いた上で、各プログラムに応募してくれたということであった。特に、司法修習生に関

しては、大学の講義やゼミ、弁護士会又は当部が実施するイベント等を通じて、法制度整備支援の世界を知り、将来の希望進路の一つとして、あるいは、法曹としての知見を更に深めるためとの目的から、本修習への参加を希望するに至ったことが分かった。これまで、当部をはじめとした法制度整備支援に関わる関係機関は、学生向けのイベントを定期的で開催するなど、若い世代に向けた広報に力を入れてきたが、その効果が着実に広まっていることを実感した。

また、各研修を通じて感じたことは、若い世代の柔軟性や想像力の高さである。いずれの研修でも、研修日程の後半にCALE留学生との意見交換会を実施したが、この発表の準備に費やせる期間は、3、4日程度であった。しかしながら、参加者たちは、この短い期間の中で、調査から資料の作成までを難なくやり遂げた上、本職が事前に準備していたテーマに加えて、民事裁判手続きのIT化など、最新のトピックも取り入れながら、創意工夫を凝らして、プレゼンを行っていた。このように、研修を通じて、若い世代が、物事を柔軟に捉え、聴衆の興味を引きつけるためにはどうすれば良いかといった観点から常に想像力を働かせている様子を目にし、とても刺激を受けた。

各研修終了後、参加者からは様々な感想が寄せられた。このうち、本インターンシップに参加した大学生の一人は、印象に残ったものとしてCALE留学生との意見交換会を挙げ、その理由として、「質疑応答で、あれほど長い時間にわたり質問されたのは初めてだった。」と率直な感想を話してくれた。参加者にとっても、質疑応答や意見交換を通じて、様々な考え方に触れ、議論をすることのおもしろさを実感するなど、多くの学びを得た様子であり、主催者側として大変嬉しく思った。さらに、参加者からは、「将来、法制度整備支援に関わりたいという思いを強くした。」、「今後、法曹として国際協力に携わることができればと思っている。」といった感想も多く寄せられた。本修習及び本インターンシップを通じ、法制度整備支援の魅力を伝えることができたのであれば、この上ない喜びである。

最後に、意見交換会にご協力いただいた牧野講師、CALE留学生の皆さん、サイモン氏及びパパックディ氏をはじめ、各種講義及びインタビュー等を快く引き受けてくださった講師、JICA本部及び専門家の皆さま、そして、各研修の実施に向けてご尽力いただいた全ての方々にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

以上